

## 論点 1 根拠規定を何に置くか

### 《武蔵野市の現状》

#### (1) 武蔵野市男女平等の推進に関する条例を制定(平成 29 年 4 月施行)

男女の別だけではない多様な性の在り方について条例で規定し、「性別等」と定義したうえで、あらゆる分野における、性別等に関りない男女平等社会の実現を目的とした。

性別等：男女の別だけではない多様な性の在り方(性自認(自らの性別に関する認識をいう。)及び性的指向(恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向をいう)を含む。)

#### (2) 武蔵野市第四次男女平等推進計画(令和元年度～令和 5 年度)の策定

基本施策 3 に新規施策として「性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり」を掲げ、施策(2)「性的マイノリティ等への支援」として、パートナーシップ制度の導入を検討することを明記した。

#### (3) 武蔵野市第六期長期計画(令和 2 年度～令和 11 年度)の策定

武蔵野市長期計画条例に基づく市の最上位計画「武蔵野市第六期長期計画(令和 2 年度～令和 11 年度)」の基本目標 1 に「多様性を認め合う 支え合いのまちづくり」が規定された。当該計画における施策の体系「3 平和・文化・市民生活」における基本施策 1 に「多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築」を掲げ、「多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進」において「同性婚等を公的に認めるパートナーシップ制度の導入も含めて、当事者にとって望ましい支援について検討する」ことが明記された。

### ① 条例

【自治体】(4/51 自治体<sup>1)</sup>)

渋谷区「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」(新規)

豊島区「豊島区男女共同参画推進条例」(改正)

総社市「総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例」(新規)

港区 「港区男女平等参画条例」(改正)

- ・ 議会での議決を経て制定されるので、議論が丁寧になされ、市の方針として同意が得られる。
- ・ 制度として安定性がある。
- ・ 法規であるため、強制力をもち、市民にも責務が課される。
- ・ 条例に違反した場合の罰則を設けることができる。
- ・ 社会的なインパクトが大きい。

#### ➤ 検討事項

- ・ 議会の議決を経て成立するため、丁寧な説明が必要となる。
- ・ 現在ある条例(武蔵野市男女平等の推進に関する条例)を改正するのか、新たに条例を制定するのか。

<sup>1</sup> パートナーシップ制度導入自治体数(2020 年 5 月 17 日現在)

② 要綱

【自治体】(47/51 自治体)

- ・パートナーシップ制度を導入している自治体の多くが要綱を根拠にしている。
- ・自治体内部の事務処理にかかる規定なので、首長権限で制定できる。
- ・議会での議論・議決を得ずに制定されるため、制度内容等に対し市民・議会の同意が得られない可能性がある。
- ・市民に義務を課し、権利を制限できない。
- ・条例を根拠とするよりも、法的拘束力が弱い。

➤ 検討事項

- ・議会での議決を経ないため、市としての姿勢が市民・議会に対し十分に伝わらない可能性があり、丁寧な説明が必要となる。

※相模原市は規則で定めている。

## 論点2 制度のあり方

### 2-1 制度の種類

#### ① 宣誓<sup>2</sup>と宣誓書受領証交付

##### 目的

自治体が宣誓書の受理を証明することで、当事者の気持ちを受け止める。

##### 趣旨

当事者2人が、パートナーシップ関係を自治体の首長に対して宣誓（宣誓書を提出）し、宣誓書等受領証の交付を受ける。

【自治体】世田谷区、千葉市など（48/51 自治体）

- ・世田谷区…「人権尊重」の取組のひとつとして、同性カップルである区民の自由な意思によるパートナーシップの宣誓書を受け取ることにより、同性カップルの方の気持ちを受け止める。
- ・千葉市 …パートナーシップを形成しようとする方々が宣誓を行い、市がその宣誓を公的に証明する。
- ・江戸川区、豊島区は「宣誓」という言葉は用いないものの、類する制度である。  
江戸川区…当事者がパートナーシップ関係を区に申し出て、区は申出書受領証を交付する。  
豊島区 …当事者がパートナーシップ届を区に提出し、区は受理証明書を交付する。

##### ➤ 検討事項

- ・2人の宣誓を自治体が受け止める、という形式なので、2人の法的な関係は保障されない。

※那覇市、小田原市は、「宣誓と宣誓書受領証交付」の形式ではなく、「パートナーシップ登録」の証明書を発行する形式を取っている。

#### ② パートナーシップ関係の確認、証明

##### 目的

当事者2人がパートナーシップの関係にあることを、自治体が認めることで、人権尊重の理念と多様性への理解を広める。

##### 趣旨

当事者2人がパートナーシップ関係にあることを、公正証書に基づいて申請し、自治体から証明を受ける。

【自治体】渋谷区、港区（2/51 自治体）

- ・渋谷区…当事者2人がパートナーシップ関係にあることを、公正証書に基づいて申請し、区長が一定の条件を満たしたものについて、パートナーの関係であることを証明し、パートナーシップ証明書を発行する。

<sup>2</sup> 性的マイノリティの方とそのパートナーの方が、市長に対し、お互いを人生のパートナーとして、協力し合いながら、継続的に日常生活を共にしていくことを誓うことをいいます。

- ・港区 …パートナー関係にある2人が結んだ共同生活に関する契約を、区が確認しカードを交付する。契約については、公正証書または私製の契約書を選択できる。

➤ 検討事項

- ・公正証書を準備するための時間的、経済的負担がかかり、制度利用のハードルとなる。

③ ①と②の併用型

目的

自治体が宣誓書の受理を証明することで、当事者の気持ちを受け止める。また、公正証書等を提出した場合には、当事者2人がパートナーシップの関係にあることを、自治体が認めることで、人権尊重の理念と多様性への理解を広める。

趣旨

当事者2人が、パートナーシップ関係を自治体の首長に対して宣誓（宣誓書を提出）し、宣誓書等受領証の交付を受ける。併せて公正証書等を提出した場合、公正証書等受領証の交付を受ける。

【自治体】中野区（1 / 51 自治体）

- ・中野区…当事者の希望で、①の宣誓と宣誓書受領証交付のみ、または①と併せて②公正証書等受領証の交付を受けることを選べる選択制である。

➤ 検討事項

- ・①によって宣誓書の受理を証明でき、②によって当事者二人の関係を証明することができる。

## 2-2 制度の対象者

---

### ① 同性同士のみ

#### a. 戸籍上の性に基づく同性

【自治体】渋谷区、中野区など

#### ➤ 検討事項

- ・性自認上同性の場合は利用できないため、すべての性的マイノリティの方が利用できる制度ではなくなる。

例：戸籍上男性・性自認男性の方と戸籍上女性・性自認男性の方

→性自認に基づけば同性だが、戸籍上の性に基づけば異性

→法律婚も可能だが、婚姻届の「夫となる人」「妻となる人」の文言で利用をためらう可能性がある。（当事者の望まない関係になってしまう）

#### b. 性自認上の同性も含む（戸籍上の性は問わない）

【自治体】世田谷区、文京区

#### ➤ 検討事項

- ・戸籍上も異性、性自認上も異性となるような双方がトランスジェンダー<sup>3</sup>の場合は対象外になってしまう。

例：戸籍上女性・性自認男性の方と戸籍上男性・性自認女性の方

→戸籍上の性に基づけば異性、性自認上も異性

- ・Xジェンダー<sup>4</sup>が含まれない

### ② 一方又は双方が性的マイノリティの方

【自治体】豊島区、港区など

- ・豊島区…「いずれか一方、または双方」

- ・港区 …「性的マイノリティの二人」

- ・性自認上同性の場合も、双方がトランスジェンダーの場合、双方又はいずれか一方がXジェンダーの場合も含まれるため、広く性的マイノリティの方が利用できる。

#### ➤ 検討事項

- ・自治体が「性自認」を確かめる方法がないため、事実婚カップルも実質利用可能。

#### ➤ ①、②に共通する検討事項

- ・対象が、性的マイノリティの方に限定されるため、制度を利用することで意図しないカミングアウト<sup>5</sup>につながる可能性がある。

---

<sup>3</sup> 性同一性障害など性自認と身体の性が一致しない人等

<sup>4</sup> 性自認が中性である又は性別を決めたくない人

<sup>5</sup> これまでに公にしていなかった自分の性的指向や性自認などを本人が表明すること

③ 性自認・性的指向を問わない

【自治体】 千葉市、横須賀市、鎌倉市、横浜市、古賀市など

- 千葉市 …互いを人生のパートナーとし、対等な関係で協力しあう2人の関係を形成しようとする方々
- 横須賀市…同性カップルの方々に限らず、事実婚、トランスジェンダー、Xジェンダー、ジェンダーキア、アセクシュアルの方々
- 横浜市 …同性パートナーに限らず、トランスジェンダー（からだの性とところの性が一致しない人）、Xジェンダー（性自認を男女のいずれかとは認識しない人）、アセクシャル（無性愛者＝恋愛感情や性愛の感情を抱かない人）など、一方又は双方が性的少数者の方々、様々な事情によって、婚姻の意思はあっても、現行の婚姻制度にのれず、悩みや生きづらさを抱えている事実婚の方々
- 事実婚関係にある異性カップルもパートナーシップ証明が可能になる。  
（事実婚関係にある場合、住民票に「妻（未届）」と記載することで事実婚関係の証明をすることも可能だが、「夫」「妻」という関係に抵抗を感じている2人にとってはパートナーシップ関係だけを証明する制度の方が利用しやすいと考えられる。）
- 性自認・性的指向によらず、利用できるため、性別等によらない生活保障の平等化が進む。

➤ 検討事項

- 事実婚関係にある異性カップルを含めることで、パートナーシップ制度導入の目的である「多様な性を生きる人々の日頃の生きづらさの緩和」から目的が逸れる。生きづらさを感じている人がいるという現実の不可視化につながる。
- 千葉市は、同性カップルに限定しないことで、パートナーシップ宣誓制度を利用することが意図しないカミングアウトにつながることを防ぐとしている。